

合併協定項目 **児童福祉事業**

【協定内容】

- ① 子育て支援事業
子育て支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、子育て支援センターについては、新市において地域の実情により検討するものとする。
- ② 出産祝金
出産祝金の支給については合併時廃止し、新市において少子化対策の中で総合的に検討するものとする。



【実施状況】

- ① 子育て支援事業
協定内容のとおり引き継ぎ、登米市として検討した結果、2つの支援センターを新たに設置しました。
▶ 子育て支援センタールンビニー園
▶ 東和子育て支援センター
▶ 中田子育て支援センター（合併後設置）
▶ 豊里子育て支援センター（合併後設置）
▶ 米山子育て支援センター
▶ 石越子育て支援センター
▶ 南方子育て支援センター
- ② 出産祝金
出産祝金に替わる施策として、紙おむつや粉ミルク、ベビー用洗剤などの子育て用品を支給する事業を実施するなど、少子化対策の中で総合的に取り組んでいます。

合併協定項目 **環境対策事業**

【協定内容】

- ① ごみ集積所設置補助については、合併後に新たに補助制度を制定するものとする。
- ② 集団資源回収助成事業については、合併後、新たに制度を制定するものとする。対象者については子ども会とする。

【実施状況】

- ① 新たな補助制度を平成17年4月に制定し、対応しています。
- ② 新たな補助制度を平成17年4月に制定し、子ども会を対象として実施していましたが、平成18年6月からは対象範囲を児童、生徒のほか、PTAや地域環境保全団体にも広げ実施しています。

合併協定項目 **農林水産関係事業**

【協定内容】

- ① 農業関係
 - ① 農業振興地域整備計画の策定
農業振興地域整備計画については、新市において速やかに策定するものとする。
 - ② 畜産関係事業
有機センターは新市に引き継ぎ、利用料金などについては、新市において調整する。
- ② 林業関係
 - ▶ 町有林管理
分収造林契約などは新市に引き継ぎ、更新・新規契約については調整する。

【実施状況】

- ① 農業関係
 - ① 農業振興地域整備計画は、平成19年度に策定が完了する予定となっています。
この計画は、優良な農地を保全するとともに、各種施策を計画的に実施するための総合的な農業振興の計画です。
 - ② 条例を平成17年4月に制定し、利用料金を統一しています。
▶ 施設使用料：きゅう肥搬入量1t当たり600円
▶ 運搬車込み施設使用料：きゅう肥搬入量1t当たり800円
- ② 林業関係
旧町からの分収造林契約などは、すべて登米市に引き継いでいます。更新・新規の分収造林契約は、期間70年以内、分収割合は市が1、造林者が9となっています。

合併協定項目 **商工観光関係事業**

【協定内容】

- ① 地場産業振興対策および観光施設
関係する第三セクターについては、地域の実情を考慮し、当面現行のとおりとするが、新市においては経営の効率化や収益の向上に向けた検討を行う。
- ② 企業誘致
企業誘致条例などによる優遇策については、合併後新たに制定するものとする。
- ③ 勤労者対策
雇用を促すための職技能の取得助成については、新市においても継続実施する。
なお、職業訓練校卒業生奨励金は、新市において見直す。

【実施状況】

- ① 地場産業振興対策および観光施設
第三セクター調査検討委員会を平成19年2月に設置し、旧町から引き継いだ8つの第三セクターについて調査・検討を行っています。
- ② 企業誘致
企業誘致条例を平成17年4月に制定しましたが、より効果的な奨励措置を講ずるためこの条例を廃止して、新たな条例を平成18年12月に制定しています。
- ③ 勤労者対策
職業訓練校卒業生奨励金は、支給していません。

合併協定項目 **建設関係事業**

【協定内容】

- ① 町道および法定外公共物については新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、合併後新市において統一する。
- ② 各町が慣例として実施してきた維持工事などについては、当分の間継続し、その後統一した基準により進めるものとする。
- ③ 道路などの維持管理については、合併後新市において委託なども含めた方向で検討するものとする。
- ④ 除雪、融雪事業については、地域的なものもあるため現行のとおりとし、合併後新市において基本方針を統一した上で、地域に合わせた実施計画書を作成し効率的に実施するものとする。

【実施状況】

- ① 市道認定基準は、平成19年度に策定が完了する予定となっています。
- ② 維持工事は、周囲の人家の数や危険性などを基準として緊急度を判断し、この度合いが高い順に優先的に実施するよう調整しています。
- ③ 道路などの維持管理は、旧町域ごとに担当業者を決めて、その業者に委託して実施しています。
- ④ 除雪、融雪事業は現行のとおり引き継ぎましたが、旧町域ごとの基準に相違があったため、平成17年度に新たな除融雪作業要領を制定し、これに基づき実施しています。

合併協定項目 **上水道事業**

【協定内容】

上水道事業計画については、合併時までに策定する。

【実施状況】

旧2町1企業団の上水道事業計画は、計画内容の調整が困難だったため、合併時は現行のとおり引き継いでいます。登米市としての上水道事業計画は、平成19年度中に策定が完了する予定となっています。

合併協定項目 **下水道事業**

【協定内容】

補助金については、合併時に廃止し、新たに集会所施設環境改善事業費補助金・宅内排水設備補助金を制定する。

【実施状況】

平成17年4月に、集会所施設へ下水道を接続するための工事に対する補助金制度や、一定の距離を超えて宅内排水工事が必要な場合の補助金制度などを制定しています。
また、住宅のトイレを水洗トイレに改造するための資金を融資あっせんしています。